

2 通所型サービスの基準

		通所介護と介護予防通所介護相当サービスを一体的に実施	通所介護と通所型サービスAを一体的に実施	通所型サービスAを単独で実施
人員	介護給付の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 	/
	総合事業の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 常勤・専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ～15人専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上[通所介護と兼務可能] ・従事者 ～15人専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 専従1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ・生活相談員 専従1以上 ・従事者 ～15人専従1以上 16人～ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上
	例	【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員4人以上	【例】利用者が要介護者20人、要支援者10人の場合 →介護職員2人以上+従事者1人以上	【例】利用者が要支援者（事業対象者）20人の場合 →従事者2人以上
設備	介護給付の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行と同様、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	/
	総合事業の基準	<ul style="list-style-type: none"> (介護給付の基準と同じ基準) ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> (介護給付の基準と同じ基準) ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> (介護給付の基準と同じ基準) ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品

2 通所型サービスの基準

		通所介護と介護予防通所介護相当サービスを一体的に実施	通所介護と通所型サービスAを一体的に実施	通所型サービスAを単独で実施
運営	介護給付の基準	・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意・提供拒否の禁止 ・衛生管理等・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等	・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意・提供拒否の禁止 ・衛生管理等・秘密保持等・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等	
	総合事業の基準	(介護給付の基準と同じ基準) ・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等	(介護給付の基準と同じ基準) ・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等	(介護給付の基準と同じ基準) ・個別サービス計画の作成・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止・従事者の清潔の保持・健康状態の管理・秘密保持等 ・事故発生時の対応・廃止・休止の届出と便宜の提供等
	備考		○必ずしも場所を分ける必要はないが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。	○必要な場合に備え、医療機関との連絡体制を確保しておくこと。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ & A [平成27年8月19日版]

問9 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件について、どのように考えればよいか。

(答)

- 1 算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」と「認知症加算」については、人員基準の取扱いと同様、通所介護の職員が通所介護と一体的に提供される通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護相当のサービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護で満たしているものとして取り扱うこととする。
- ※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）の算定においては、「常勤」の機能訓練指導員がサービス提供時間帯を通じて専従することが要件であるが、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとする。
- 2 また、算定要件として職員の加配を求めている加算である「中重度ケア体制加算」と「認知症加算」については、認知症高齢者や重度要介護者に在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所を評価する加算であることから、通所型サービスAの職員の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。

問10 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、サービス提供体制強化加算を算定する上で、職員の割合はどのように算出すればよいか。

(答)

- 1 サービス提供体制強化加算の算定に当たっては、常勤換算法により介護福祉士が50%以上配置されていること等が要件とされており、通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、・通所型サービスAの職員は含めず、・従前の介護予防通所介護に相当するサービスの職員を含めて、職員の割合を算出する。
- 2 この場合、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの双方においてサービス提供体制強化加算を算定可能である。

問11 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。

(答)

- 通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、
- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。
 - ・通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

問12 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

2 通所型サービスの基準

(答)

- 1 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。
- 2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。
- 3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

問13 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるのか。

(答)

- 1 通所介護の定員については、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定めることとしている。
- 2 したがって、通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの合計定員が18名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。

問14 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。

(答)

- 1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、
・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、利用定員×3㎡以上、
・通所型サービスAについては、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。
- 2 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供するため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。
- 3 なお、この場合、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能である。

問17 介護予防・日常生活支援総合事業において、特別養護老人ホームや認知症グループホームの浴室等を、総合事業の利用者が利用することは可能か。

(答)

- 1 特別養護老人ホームの浴室等については、原則として特別養護老人ホームの専用とすべきではあるが、入所者の利用を妨げない等、入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、総合事業等において浴室等を共用しても差し支えない。

(参考)

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）抜粋

(設備の専用)

第四条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(参考)

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日厚生省老人保健福祉局長通知）抜粋

第一 一般的事項

3 設備の専用

基準第四条（設備の専用）は、特別養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じ直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである。

- 2 また、認知症グループホームについても同様に、利用者の利用を妨げない等、利用者に対する適切な処遇が確保される場合には、総合事業等において浴室を共用しても差し支えない。

サービスの種類	対象者	単位	単位数	算定項目
通所型サービス費Ⅰ	事業対象者・要支援1	1月 につき	1,647単位	
通所型サービス費Ⅱ	事業対象者・要支援2		1,688単位	週1回程度必要
通所型サービス費Ⅲ			3,377単位	週2回程度必要

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
注2 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
注3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。
注4 若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は所定単位数に1月につき240単位を加算する。
注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は算定しない。
注6 利用者が一の事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。
注7 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護相当サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的送迎が必要であると認められ利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して行った場合は、この限りでない。 (1) 通所型サービス費Ⅰ 376単位 (2) 通所型サービス費Ⅱ 376単位 (3) 通所型サービス費Ⅲ 752単位

ア 生活機能向上グループ活動加算 100単位 (1月につき)

イ 運動器機能向上加算 225単位 (1月につき)

ウ 栄養改善加算 150単位 (1月につき)

エ 口腔機能向上加算 150単位 (1月につき)

オ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)

① 運動機能向上及び栄養改善 480単位 (1月につき)

② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)

③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位 (1月につき)

(2) 選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)

① 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位 (1月につき)

カ 事業所評価加算 120単位 (1月につき)

キ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ

① 事業対象者(通所型サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 72単位 (1月につき)

② 事業対象者(通所型サービス費Ⅲ)・要支援2 144単位 (1月につき)

(2) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) ロ

① 事業対象者(通所型サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 48単位 (1月につき)

② 事業対象者(通所型サービス費Ⅲ)・要支援2 96単位 (1月につき)

(3) サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

① 事業対象者(通所型サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 24単位 (1月につき)

② 事業対象者(通所型サービス費Ⅲ)・要支援2 48単位 (1月につき)

ク 介護職員処遇改善加算

(1) 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 所定単位×40/1000

(2) 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) 所定単位×22/1000

(3) 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) (2)の90/100

(4) 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) (2)の80/100

注1 クについて、所定単位はアからキまでによる算定した単位数の合計とする。

注2 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

サービスの種類	対象者	単位	単位数	算定項目
通所型サービス費Ⅰa	事業対象者・要支援1	1月 につき	1,373単位	
通所型サービス費Ⅱa	事業対象者・要支援2		1,401単位	週1回程度必要
通所型サービス費Ⅱb			2,803単位	週2回程度必要

注1 利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
注2 従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70/100を乗じる。
注3 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5/100を乗じた単位を加算する。
注4 若年性認知症利用者受入加算を算定する場合は所定単位数に1月につき240単位を加算する。
注5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA費は算定しない。
注6 利用者が一の事業所において通所型サービスAを受けている間は、当該事業所以外の事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービスA費は、算定しない。
注7 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。ただし、傷病により一時的送迎が必要であると認められ利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して行った場合は、この限りでない。 (1) 通所型サービス費Ⅰa 376単位 (2) 通所型サービス費Ⅱa 376単位 (3) 通所型サービス費Ⅱb 752単位

(加算)

ア 生活機能向上グループ活動加算100単位(1月につき)

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。 (1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他事業所の通所型サービスAの従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した個別サービス計画を作成していること。 (2) 個別サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。 (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

イ 運動器機能向上加算225単位(1月につき)

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 専ら通所型サービスAの職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 定員超過となっていないこと。

ウ 栄養改善加算 150単位（1月につき）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 定員超過となっていないこと。

エ 口腔機能向上加算 150単位（1月につき）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 定員超過となっていないこと。

オ 選択的サービス複数実施加算

(1) 選択的サービス複数実施加算（I）

- ① 運動機能向上及び栄養改善 480単位（1月につき）
- ② 運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位（1月につき）
- ③ 栄養改善及び口腔機能向上 480単位（1月につき）

(2) 選択的サービス複数実施加算（II）

- ① 運動機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位（1月につき）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき左欄に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、左欄に掲げる加算は算定しない。また、左欄に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては左欄に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 選択的サービス複数実施加算Ⅰ

- ア 選択的サービスのうち、2種類のサービスを実施していること。
- イ 利用者が通所型サービスAの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。
- ウ 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること。

(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ

- ア 選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。
- イ (1)イ及びウの基準に適合すること。

カ 事業所評価加算120単位（1月につき）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た事業所において、評価対象期間（当該加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（基準に適合しているものとして届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間））の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(1) 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行っていること。

(2) 評価対象期間における通所型サービスAの利用実人数が10名以上であること。

(3) 評価対象期間における当該通所型サービスAの提供する選択的サービスの利用実人数を当該事業所の利用実人数で除して得た額が0.6以上であること。

(4) イの規定により算定した数をアに規定する数で除して得た数が0.7以上であること。

ア 評価対象期間において、当該事業所の提供する選択的サービスを3ヶ月以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、要支援更新認定等を受けた者の数

イ 選択的サービスを利用した後、要支援更新認定等において、前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者の数に、要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1又は非該当と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数の合計に2を乗じて得た数を加えたもの。

キ サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

- ① 事業対象者(通所型サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 72単位（1月につき）
- ② 事業対象者(通所型サービス費Ⅲ)・要支援2 144単位（1月につき）

(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ

- ① 事業対象者(通所型サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 48単位（1月につき）
- ② 事業対象者(通所型サービス費Ⅲ)・要支援2 96単位（1月につき）

(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- ① 事業対象者(通所型サービス費Ⅰ又はⅡ)・要支援1 24単位（1月につき）
- ② 事業対象者(通所型サービス費Ⅲ)・要支援2 48単位（1月につき）

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市に届け出た事業所が、利用者に対し通所型サービスAを行った場合は、当該基準に掲げる区分に応じて1月につき左欄に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）

次のいずれにも適合すること。

ア 通所型サービスAの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

イ 定員超過となっていないこと。

(2) サービス提供体制強化加算Ⅰ（ロ）

次のいずれにも適合すること。

ア 通所型サービスAの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

イ 定員超過となっていないこと。

(3) サービス提供体制強化加算Ⅱ（イ）

次のいずれにも適合すること。

ア 通所型サービスAを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

イ 定員超過となっていないこと。